

## 1.1 二地域居住等による「地方回帰」の促進について

人口減少が加速し、地域社会の持続性が危ぶまれる中、これまで国や地方は地方への移住政策等に重点的に取り組んできた。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、人々の住まい方、働き方、生き方の価値観が大きく変化し、企業においてもテレワーク導入が拡大し、住む場所に縛られない新たな暮らし方・働き方が浸透しつつある。

中でも、都市住民がテレワークを前提として地方にも生活の拠点を持ち、就労もしながら二つの拠点を行き来するといった、いわゆる新しい生活様式に沿った二地域居住等は、地方への人の流れを生み、地域の担い手確保、新たなビジネスや雇用の創出、関係人口の創出・拡大等に寄与し、ひいては東京一極集中の是正や地方創生に資するものである。

このような「地方回帰」の潮流を一過性で終わらせることなく、地方への人の流れを創出・拡大するためには、国民の価値観の転換も的確に捉えた二地域居住等の促進を加速化することが重要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 二地域居住等の更なる普及・定着に向けて、国民や企業に対し、新たなライフスタイルや柔軟な働き方等の促進に向けた積極的な情報発信や働きかけを行い、全国的な機運醸成に国が主体的に取り組むこと。
- 2 二地域居住者等の地域コミュニティとの関係構築を促進するため、二地域居住者等と地域住民を繋ぐ団体等への支援やコーディネーター人材の育成など、二地域居住者等を受け入れる地域の体制整備に必要な支援策を講じること。
- 3 二地域居住等先での住まい確保の需要に対応するため、空き家対策総合支援事業におけるリフォーム支援について、二地域居住者も対象と明確に位置付けるなど、空き家等の有効活用のための支援策を講じること。

4 拠点間を移動する交通費の軽減のため、交通事業者と連携した定額料金体系等の導入を促進するなど、二地域居住等に伴う金銭的負担を軽減するための施策を講じること。